

「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を
求める意見書

東日本大震災及び原発災害以降、被災地の教育現場は、以前とは違った様々な教育課題を抱えている。

本県の双葉地区では、いまだに再開できない小中学校が6校ある。また、臨時的に再開している学校の多くは、実験・実習設備や運動施設がないなど、教育の設備や環境が十分に整っていない中で活動が行われている。

現在も多くの子どもたちが県内外で避難生活を送っている。避難先のそれぞれの学校で学び、ふるさとに帰還することもできず、今後も経済的な支援を必要とする子どもが多くいる。特に、仮設住宅及び借り上げ住宅に暮らす子どもたちは、スクールバスや保護者の送迎による通学など大変厳しい環境の中で生活し学んでいる。

「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、平成24年度から26年度までの3か年分の経費が措置されている。この特例交付金により、被災した子どもたちに学校で学ぶための諸経費及びスクールバスの諸経費などの通学費の補助が行われてきた。また、高校生には、奨学金の給付が行われてきた。

本県だけでなく、宮城県、岩手県など広範囲の被災地でも、被災した多くの子どもに特例交付金による就学支援事業が行われている。

よって、平成27年度以降も「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」に必要な財政措置を行い、就学支援事業を継続して実施することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月18日

福島県国見町議会 議長 八 島 博 正

(宛先) 復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣